

■ 代理人が受け取る場合

代理人の方が還付金を受領される場合は、次のとおりご準備の上、代理人の住所・氏名が確認できるもの(注1)と印鑑(注2)を御持参の上、支払場所に記載された金融機関の窓口で還付金をお受け取りください。

- ・裏面の委任状には、本来の受取人(委任をする方)が直筆で記入し押印してください。
- ・表面の受領欄には、金融機関の窓口で受領する代理人が直筆で記入し押印してください。

なお、本来の受取人の住所、氏名が変更となった場合は、その履歴(変更前後)が確認できる書類(注3)が必要となります。

(注1) 運転免許証、健康保険証など

(注2) 認印など

(注3) 運転免許証、住民票、戸籍抄本など

(記載例) 注)表面と裏面の筆跡及び印鑑が同一の場合は、無効と判断され還付金を受け取れなくなります。

県公金送金通知書 (この通知書は、送金通知書と併せて送付されます。)			
年度	送金通知年月日	送金通知番号	支払
支払場所			収入
代理人が記入・押印			管理
様			印
住所			年 月 日
氏名			代理人の住所・氏名を記入の上押印

注意事項	
1	本人以外の方にはお支払いいたし、代理人に受領を委任される場合は、代理人の住所、氏名を記入し、押印してください。表面の受領欄には、本人以外の方にはお支払いいたし、代理人に受領を委任される場合は、代理人の住所、氏名を記入し、押印してください。表面の受領欄には、本人以外の方にはお支払いいたし、代理人に受領を委任される場合は、代理人の住所、氏名を記入し、押印してください。
2	受取人が法人の場合は、表面の受領欄には法人名のほかに代表する方の職氏名を記入し、原則として社印及び代表者印を押印してください。また、受取人が個人の場合は、運転免許証などにより、この送金通知書を持参した方が受取人本人であることを確認させて頂くことがあります。なお、受取人の住所、氏名等が変更になっている場合は、変更内容を証明して頂く必要がありますので、変更内容を証明できるもの(住民票の写しや戸籍抄本など)を御持参ください。
3	この送金通知書を栃木県外で受領する場合は、支払場所が「足利銀行全店」以外で受領する場合は、預金口座をお持ちの金融機関へお問い合わせください。

委任状	債権者
表面金額の受領を下の代理人に委任します。	住所
代理人氏名	氏名
代理人の氏名を記入	本来の受取人の住所・氏名を記入の上押印